

## 社会保険料・労働保険料の賦課対象となる報酬等の 範囲に関する検討会について

### 1. 目的

社会保険においては、報酬について、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受け取るすべてのものをいう」と規定し、通勤手当等各種手当を保険料算定の基礎として取り扱ってきており、労働基準法、労働保険と同様の整理としてきているが、税制においては、10万円までの通勤手当は非課税所得としているなど、その算定対象に違いが存在する。

これらのことから、今日的な報酬等の範囲に関して、検討を行い、必要に応じて所要の改正を行うため、厚生労働副大臣の下に検討会を設置する。

### 2. 検討会の構成

- (1) 検討会は、辻厚生労働副大臣の下に置くものとし、下記のメンバーを構成員とする。
- (2) 検討会の庶務は、年金局年金課において処理する。

### 3. 設置日

検討会は、平成24年9月11日に設置する。

### 4. その他

前各号に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会座長が定める。

#### <検討会メンバー>

座長： 辻厚生労働副大臣  
座長代理： 西村厚生労働副大臣  
副座長： 藤田厚生労働大臣政務官  
事務局長： 津田厚生労働大臣政務官  
幹事： 大臣官房審議官（年金担当）  
部員： 労働基準局労災補償部労災管理課長  
職業安定局雇用保険課長  
保険局保険課長  
年金局年金課長  
年金局事業管理課長